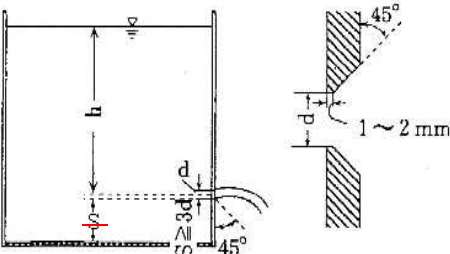
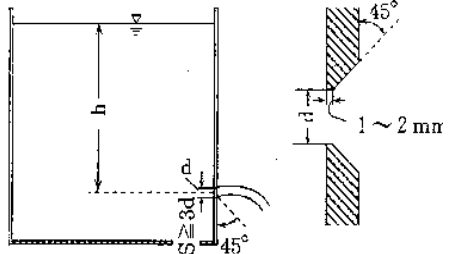


改 正 案	改 正 前
〔要領〕別紙1(第2条関係) 森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準 第1章 一般的基準 第1節 総則 第2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを<u>参酌</u>して決められたものであること。)が明らかであること。 第2章 技術的基準 第1節 災害の防止 第1 切土、盛土及び捨土 1 工法等 (5) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分<u>締め固め</u>が行われるものであること。 3 盛土 (2) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに<u>締め固め</u>を行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。 第3 法面保護 2 (略) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は、「第2 擁壁2」によるものであること。 第2節 水害の防止 第1 ア～エ (略) オ (略) ウ (略) 	〔要領〕別紙1(第2条関係) 森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準 第1章 一般的基準 第1節 総則 第2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを<u>しんしゃく</u>して決められたものであること。)が明らかであること。 第2章 技術的基準 第1節 災害の防止 第1 切土、盛土及び捨土 1 工法等 (5) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分<u>締め固め</u>が行われるものであること。 3 盛土 (2) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに<u>締め固め</u>を行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。 第3 法面保護 2 (略) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は、「第2 擁壁2」によるものであること。 第2節 水害の防止 第1 ア～エ (略) オ (略) ウ (略) 

改 正 案	改 正 前
第5節 その他 第1 都市計画法等についての「第1節 災害の防止」及び「第2節 水害の防止」の基準の<u>適合判断</u>について(付記) (削除) 1 「第1節 災害の防止」に係る都市計画法等の基準の適合判断 第1節の第1から第9までにかかわらず、開発行為が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条(開発行為の許可)第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条(開発許可の基準)第1項第7号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条(宅地造成等に関する工事の許可)第1項の許可を要する場合は同法第13条(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)第1項の基準に、同法第30条(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)第1項の許可を要する場合は同法第31条(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)第1項の基準に適合することをもって、法第10条の2第2項第1号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうちに第1節の第1から第9の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。 2 「第2節 水害の防止」に係る都市計画法の基準の適合判断 第2節の第1にかかわらず、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第3号の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の2の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに第2節の第1の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。	第5節 その他 第1 宅地造成事業についての「第1節 災害の防止」及び「第2節 水害の防止」の基準の<u>適合性の判断</u>について(付記) <u>当該判断に当たっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条(開発許可の基準)第1項第3号及び第7号並びに宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第9条(宅地造成に関する工事の技術的基準等)の基準に適合することをもってこれに適合するものとして差し支えない</u> (新設) (新設)